

## 第4章

# 調査結果をふまえて



## 第4章 調査結果をふまえて

ここでは、第3章までに分析した調査結果を総括するとともに、調査結果をふまえて今後必要と考えられる取組の方向性を示します。

### 1 人権課題全般について

---

人権に対する意識として、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」「できる限り、一人ひとりの人権を尊重すべきである」を選択する回答者が全体の9割弱を占めており【問1】、実際に自分よりも劣ったり弱い立場の人に対して差別的な行動や発言をしたことがあるという人は少数にとどまっています【問2、3】。その一方で、現在の社会に人権侵害が存在すると認識している人は多く、大半の人権課題でその割合は増加傾向にあります【問5】。実際に自分や家族の人権が侵害された経験があるという人も少なくなく、被害者の半数以上は、被害を受けたときに黙って我慢しています【問4、4-1】。

人権に対する区民の意識の高さが認められる一方で、現実には人権が侵害されるケースが少なからず存在していることや、被害が潜在化しがちであることには十分留意する必要があります。引き続き、区民一人ひとりが人権侵害を自身に身近なところで起きている問題として捉えることができるよう、人権啓発に取り組むとともに、被害を受けた際の相談先の周知等をさらに進める必要があります。

### 2 留意すべき人権課題について

---

#### (1) 子どもを取り巻く人権課題

「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方については、大半の回答者が賛意を示しています【問17】。しかしその一方で、現実の社会では子どもへのいじめ・虐待が存在していると考える人が多数を占めており、回答者全体の4割弱は、いじめ・虐待が多く存在していると認識しています【問5】。子どもの人権問題で特にひどいことの具体的内容としては、仲間外れにされたり暴力を振るわれること、保護者による虐待・ネグレクト、性的な対象として扱われること等が挙げられています【問15】。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、一人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。わが国は、平成6年に国際連合の「児童の権利に関する条約」を批准しました。また、子どもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4年6月に「こども基本法」が制定されました。目黒区では、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、平成17年12月に「目黒区子ども条例」を制定するとともに、いじめの防止等の取組を一層強化するため、平成29年4月に「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。本調査では、この2つの条例を

知っているかどうかを尋ねたところ、いずれもほぼ4割の回答者が知っていることが分かりました。条例を知っている人の割合は、平成30年度に実施した前回調査時から増加していますが、内容の理解度については横ばいの状態にとどまっています【問14】。

調査結果からは、多くの区民が子どもの権利の尊重についての考え方に賛同しているものの、今日の社会は子どもの権利が十分に尊重されている域に達していないことがうかがえます。子どもの人権を守るために大人たちがすべきこととして、周囲から孤立しない環境の整備やいじめを見逃さないこと、子どもの自主性や意見を尊重することをはじめ、様々な取組が挙げられていますが【問18】、今後は行政による施策の推進とともに、区民一人ひとりが子どもの権利の尊重の概念を自らの行動に発展させて、子どもたちが自らの意思で生き生きと成長できる地域づくりを進める必要があります。

## （２）インターネットにおける人権課題

情報通信技術の発展が続く今日の社会では、スマートフォンやタブレット端末が普及するとともに、生成AIを活用した業務の効率化に取り組む企業も見られます。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も増加しています。区でも、公式ウェブサイトに加え、各種情報の周知等にSNSを積極的に活用しているところです。

しかし、インターネットや各種情報機器の利便性が高まる一方で、インターネットの特徴である匿名性や情報の拡散性が人権侵害につながることを無視できません。本調査では、SNSなどインターネット上での誹謗が現実の社会で多く存在していると認識している人が回答者全体のほぼ4人に3人という多数を占めています【問5】。インターネットに関することでこのほかに人権上特に問題があることとして、回答者全体の4割強が「差別や偏見を助長するフェイクニュース（虚偽の情報）やデマが拡散されること」を挙げるなど、公表・拡散すべきではない情報がインターネット上で広まることが問題視されています【問39】。加えて、SNS等による交流が犯罪を誘発する場となることへの懸念も見られます【問39】。

インターネットによる人権侵害を防ぐため必要なこととして、回答者の半数以上が「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」を、4割強が「プロバイダに対し情報の停止・削除を求める」を挙げているほか、ファクトチェックの仕組みを整備することを挙げる回答も見られます【問40】。人権を侵害するインターネット上の書き込みについては、令和6年5月に制定された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求めるなどの仕組みが整備されています。しかし、一度掲載された情報の完全な消去が難しいというインターネットの特性上、法令等に基づく監視・取締りによる被害の根絶には相当の困難が伴います。常に進化を続けるインターネットを取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、インターネット利用上のマナーの向上や情報リテラシーの向上、他者の人権に配慮する意識の向上を図るための効果的な啓発活動を実施するなど、様々な取組を展開す

ることが必要です。

### （３）部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、封建時代の身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別がさまざまな形で現れている、我が国固有の重大な人権問題です。平成28年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、国民一人ひとりが部落差別を解消する必要性について理解を深め、部落差別のない社会を実現するため、国や地方公共団体が差別解消のための施策を実施することが定められています。本調査では、部落差別（同和問題）及び被差別部落（同和地区）を知っているかどうかを尋ねたところ、部落差別（同和問題）を知っているという人は全体の7割台半ば、被差別部落（同和地区）を知っているという人は全体の6割強となっていました。その割合はいずれも前回調査及び前々回調査の結果を下回っています【問25、26】。一方、部落差別解消推進法が施行されていることを知っている人は全体の4割弱で、前回調査時の割合を上回っています【問6】。引き続き、啓発や教育を通して周知を図っていくことが必要です。

現在もなお、被差別部落（同和地区）の出身という理由で、様々な差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。本調査では、親しい隣近所の人々が被差別部落（同和地区）出身であったり、回答者の身内の人の結婚相手が被差別部落（同和地区）出身の人だとわかった場合の対応について、親しい隣近所の人の場合で2割、身内の人の結婚相手の場合は3割強の人が付き合い方を変える可能性があることを示しています【問27、28】。回答者の子どもの結婚相手が被差別部落（同和地区）出身の人だとわかった場合、結婚に賛成するという割合が前回調査時を上回っているものの、依然として5割強が「結婚には反対する」「賛成はしないが、結婚する2人が決めたことなので仕方がないと思う」「わからない」と回答しています【問29】。また、企業が採用時にひそかに応募者の家族状況等を調べる「身元調査」については、本人に責任のない理由で採用の可否が決められ、就職差別につながる許されないことですが、回答者全体の5割以上が必要ないと認識しているものの、この割合は前回調査及び前々回調査と同程度の水準であり、区民の間に結婚や就職における差別を許さないという意識が十分に広まっているとは言いきれない状況です【問30、31】。差別解消に向けて、意識の向上を図っていくことが課題であると言えます。

部落差別（同和問題）解決のために必要なこととして、一人ひとりが人権尊重の意識を自覚することや、行政による事業や教育・啓発などの取組が挙げられています【問32】。今後、引き続き行政による事業・啓発を充実させるとともに、部落差別（同和問題）を初めて知る場として学校の授業が重要な役割を担っていることを踏まえ、人権教育に真摯に取り組み、区民一人ひとりが差別について正しく理解し、差別のない、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

### （４）障害者や外国人、性的マイノリティに対する人権課題

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、とも

に生きていく社会」という「共生社会」の概念については、大半の回答者が賛意を示しています【問 23】。しかしその一方で、現実の社会には障害者に対する差別・虐待が存在していると考える人が多数を占めており、回答者全体の約3人に1人は、こうした差別・虐待が多く存在していると認識しています【問 5】。障害者の人権が守られていないことの具体的内容としては、周囲の人の理解が欠けていること、就職が困難なこと、まちの中で暮らすことの不便等が挙げられています【問 22】。障害者の人権を守るために必要なこととして、就労の支援や在宅サービス・福祉施設の充実、道路や施設などの環境整備をはじめ、様々な取組が挙げられています【問 24】、今後は行政による各種障害者施策の推進とともに、区民一人ひとりが共生社会の概念を実際の行動に発展させて、対話を通じて相互理解を深め、社会の側にある障壁をなくしていくことが求められます。

＊

令和8年1月1日現在、区内には12,260人の外国人住民が居住しています。観光や仕事で東京を訪れる外国人も多いことから、今日の目黒区は多様な文化や価値観・ライフスタイルと伝統文化が相まって、活力のあるまちとなっています。本調査では、外国人（自分とは異なる国籍・民族）が隣に引越してきた場合の対応について、回答者全体の6割弱が「自分と同じ国籍・民族の人が越してくるのと変わらない」と回答しており【問 34】、区民の多くは外国人と同じ地域に暮らすことについて特段の違和感を抱いていないことがわかります。しかし、回答者全体の9割は現実の社会に外国人に対する差別が存在していると認識しており【問 5】、その具体的内容として労働条件が悪いこと、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動である「ヘイトスピーチ」の存在が多く挙げられています【問 33】。

一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点から、ヘイトスピーチはあってはならないことです。大半の区民はヘイトスピーチを否定的に捉えているほか【問 36】、平成28年6月に制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を知っているという回答が全体の4割強となっています【問 6】。

外国人の人権を守るために必要なこととして、法律・制度の整備とそれらがきちんと機能するような仕組みを作ることが必要という意識が強まりつつあることがわかりました【問 35】。外国人と日本人が互いを尊重しながら、地域でともに暮らしていく社会の形成のためには、法律や制度面の整備のみならず、それぞれの文化や生活習慣を十分に理解し合い、尊重することが不可欠です。こうした考え方を軸に、多様性を受け入れていく取組の推進が必要です。

＊

近年、性的マイノリティの総称の一つである「LGBT」という言葉が社会的に理解されるようになったり、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が制定されるなど、性的マイノリティを取り巻く環境は変化しつつあります。しかし、現実の社会に性的マイノリティに対する差別が存在していると認識する人は回答者全体の9割強を占めており【問 5】、特に

ひどいこととして、職場・学校等での嫌がらせやいじめ、差別的な言動をされたりじろじろ見られることを挙げる回答が3割台半ばから4割強となっています【問41】。今日の社会において、性の多様性を誰もが十分に理解し、性的指向（恋愛や性愛の対象）や性自認（このころの性）に基づく偏見や差別をなくすことは急務です。性的マイノリティの人権を守るために実施すべきこととして、回答者の5割弱が「性的マイノリティについての正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める」を挙げていることを踏まえ【問42】、教育や啓発活動を通してこの問題についての区民の関心と理解を深め、誰もがその人らしく生きていける地域づくりを進める必要があります。

### 3 区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区の実現に向けて

---

目黒区ではこれまで、様々な機会・手段を通じた啓発や各種人権施策に取り組んできました。本調査では、区民一人ひとりの人権意識が10年前と比べて高くなったかどうかを尋ねたところ、回答者の4割弱が高くなったと回答しており、高くなったと思わないという回答を上回るとともに、平成30年度に実施した前回調査の割合を上回っています【問43】。

しかし、同設問について半数弱の回答者はどちらともいえないとしているほか、現在の社会に人権侵害が存在すると考える人の割合は増加傾向にあります【問5】。区の様々な取組にもかかわらず、人権問題が依然として目黒区を取り巻く大きな課題であり、「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない」という状態にはまだ達していないものと考えられます。

本調査では、「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区」の実現に向けて必要なことを尋ねたところ、学校における人権教育の充実や、人権問題に深く関わる職業従事者の意識向上を求める意見が多くなっています【問44】。これらはいずれも区を中心とした公的な機関が担うべき取組ですが、差別や偏見のない社会の実現のためには、一人ひとりの区民による取組も欠かせません。身近なところで起きる人権侵害に対して敏感になることや、被害者に対して温かい心で接し、その解決のために積極的な行動をとることが求められます。

平成30年度に実施した前回の「人権に関する意識調査」以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う社会生活への影響、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての人権尊重・共生社会の理念の浸透、情報通信技術の発展の一方でインターネット上における誹謗中傷が現実社会での痛ましい事件につながるなど、私たちを取り巻く社会情勢は変化を続けています。今後の区による施策の推進にあたっては、社会情勢の変化を常に意識するとともに、顕在化・深刻化する人権侵害の問題に対して、有効な取組を着実に展開していくことが必要です。

＊

今回の調査の有効回収率は31.1%であり、平成25年度調査（43.0%）及び平成30年度調査（43.4%）を下回る結果となりました。近年、目黒区周辺の区市で実施された人権を

テーマとした区民（市民）意識調査の回収率をみると、今回の目黒区と同様の水準にとどまる例も見られることから、回収率の低下は一概に目黒区だけの課題とは言い切れません。

しかし、区民の意識を的確に把握し、今後の区の人権施策に反映させる観点からは、調査の回収率を可能な限り高める必要があります。目黒区では従来、人権を取り巻く様々なテーマについて網羅的に把握する観点から、総設問数が40問を超える規模での調査を実施してきましたが、調査対象に選ばれた区民が負担に感じる分量であることは否定できません。また、スマートフォン等の普及や区政におけるDXの推進を踏まえ、今回の調査では従来のように対象者全員に調査票冊子を発送するのではなく、区の電子申請システムを活用したインターネット回答方式を基本としたところですが、高年齢層を中心として、平成30年度調査時の回収数を大幅に下回った年代も見られました。今後、調査の方法や規模等についてさらに研究を進め、次回の調査では区民がより回答しやすく、回収率が高い状態となることを目指す必要があります。